



広報

せきかわ水系

2009.5.1

第8号

題字：理事長 太田三男

修政を受ける川上集落の住民(長瀬富司)



川上権現社祭礼挙行

～先人の遺徳に感謝し安全通水と五穀豊穰を祈願～

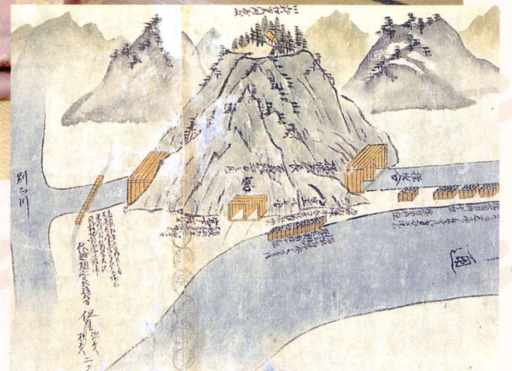
去る4月21日、妙高市川上集落(岩崎芳昭区長)の主催により、川上権現社並びに川上公会堂において、集落住民や当土地改良区太田理事長など約30名が参列し、しめやかに祭礼が挙行されました。

【由来】

本祭礼は、旧上江土地改良区以前の時代から続く神事で、遡ること江戸時代、関川沿いにある上江用水路は、大雨が降ると再三の関川氾濫により、流失破壊に遭い一滴の水もほしい上江組の農民たちを悩ませていました。そこで、川上集落の松岡伊右衛門方に懇願し、同人の屋敷下に川上線穴隧道を掘削しました。この際、人力による難工事の安全を祈願して建立されたのが、川上権現社です。以来、慣行行事として毎年4月21日に安全通水と五穀豊穰を願う祭礼が執り行われています。

当時の川上線穴隧道の工事概要

完 工	文化7年(1810)2月
延 長	約220m
幅 約	約3.3m
高 さ	約1.7m
工事動員数	約4,280名
費 用	約金122両



慶応3年(1867)川上隧道外観図

Contents

もくじ

- 第6回通常総代会理事長挨拶・来賓祝辞 … 2～4
- 平成21年度予算概要 …………… 5
- 改良区のトピック・コラムほか …… 6～9
- シリーズ2「随想」 …………… 10
- お知らせ …………… 11
- 事務機構改革・人事異動 …………… 12

土地改良区の概況

- 面積 6,811.4ha
- 組合員 5,669名

〒943-0185 新潟県上越市大字長面14番地1
 TEL【総務課】 025-522-5722 FAX 025-522-5724
 【管理課】 025-522-5723
 【整備課】 025-522-2447
 【ダム管理課】 025-524-8800

- 発行：関川水系土地改良区
- 責任者：理事長 太田三男
- 編集：総務課

平成20年度第6回通常総代会開催



関川水系土地改良区
理事長
太田 三男

提出議案26件原案通り議決！

去る3月25日、当土地改良区会議室において、上越地域振興局農林振興部上石副部長様のご臨席をいただき、通常総代会が開催されました。

開会にあたり、太田理事長のあいさつ後、第7選挙区保倉地区の小出一雄総代が議長に選任され、平成21年度予算など26件が慎重審議の結果、原案どおり全会一致で議決されました。



▲議事進行を図る小出総代
(上越市上名柄)

太田理事長挨拶要旨

はじめに

少雪であった今冬もようやく過ぎ、三寒四温繰り返し、一日増しに春が近づこうとし

ている昨今でございます。

ご案内いたしました関川水系土地改良区第6回総代会開催にあたり、総代各位におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。また、年度末の非常にご多忙・ご多端のなか、上越地域振興局農林振興部上石副部長様をご来賓に迎え、開催できますことはこの上になく深く感謝申し上げます。

平成18年10月に6土地改良区が合併してから既に2か年余りが経過いたしました。マラソンに例えらば折り返し地点を既に経過し、1期目の決勝点に向かってひた走っているところといえます。その間にあっては、試行錯誤の連続で、組合員の皆様にご迷惑をおかけすることも多分にあったことと存じますが、そのなかからも手探りで組合員のために奮起しておることを、本日ご出席の総代の皆様に報告いたし、併せて感謝いたします。

客水地区の小冊子の作成について

既にご承知のとおり、長年の懸案であった客水地区並びに上江上地区の賦課につきまして、昨年3月に客水地区と、そして10月には上江上地区と合意に達することができました。これもひとえに関係組合員、さらに地元町内会役員の皆様のご理解の賜と改めて感謝する次第であります。

この歴史的な合意とこれまで300年以上も続いてまいりました慣行が、時代とともに風化したり、資料がなくなったりすることも考えられますので、地元の皆さんが保有されている資料も含めて、小冊子としてまとめ、後世に残したいと考えています。具体的な計画はまだですが、用水史を編集していただいた先生に既にお願いたしましたところであります。

ほ場整備事業の促進について

県営ほ場整備事業の早期完了については、受益者が一番望むことでもあります。土地改良区としても事業が長引けば長引くほど関

連した事務的経費の支出が高むことから、一年も早い完成を願ひ、農林水産省・北陸農政局・新潟県農地部へと、こまめに足を運んでおります。

県の内示によると、平成21年度の県全体のほ場整備予算は、対前年比98・2%。中でも上越地域は総額で22億2500万円（対前年比100・8%）にまで漕ぎ着けることができました。昨年度より増額となり、一歩でも前進できたものと確信しています。

お陰様で、今後、面工事だけで見ると、あと4地区となりました。しかし、面工事の進捗率50%の経過をもって、暗渠工事も併せて進めたいという県の方針もあり、また関連して換地業務も逐次進めなければならず、引き続き県当局に要望を重ねてまいりたいと考えています。

ただし、未同意者が地区内にいた場合は、工事も後回しになってしまいますので、結局は、地元町内会と土地改良区で対応しなければならぬことから、新年度においては、重点的にその解決に努力していきたいと考えています。

信濃町赤川地内の廃棄物最終処分場建設の問題について

廃棄物処理施設については、国民生活を営むのに欠く事がない施設であると重々承知はしておりますが、下流域で生活している農水産業者にしてみれば、他県のことはいうものの、無視できない問題であります。

去る2月16日、泉田県知事の代理として渡邊上越地域振興局長、更に上越・妙高両市長代理として両副市長から、長野県知事あてに、申入れ・要望を行ったことは既に御承知のことと存じます。その結果として、関川下流域の新潟県からも意見がいろいろと、そして（株）高見澤への指導の約束を頂いたところでありました。

また、関川水系土地改良区は、えちご上越農業協同組合などの関係団体とともに『上越地域農業水産団体連絡協議会』を組織し、計画見直しを要望してまいりましたが、2月に総代・組合員の皆様からも御協力を頂き54000人余りの反対署名を頂きました。

そして3月3日、協議会役員16名は、その結果を携え、長野県知事並びに（株）高見澤に対し、要望を行ってきたところであります。

更に、上越市・妙高市の両市議会では、全会一致で反対決議が採択されるなど、行政の強い働きかけがあり、上越地域の農業水産団体の意をくんでいただいたことに大変感謝しております。

地元の信濃町でも地質調査を実施し、その結果、「活断層が計画地を横断しており地質構造的に不適切な場所である」として、松木町長も反対の表明をされております。

これによって、本丸は外堀から埋められ、我々の念願成就その日が一日も早く到来することを祈るのみであります。思うにこの問題に際し、行政側からも御尽力いただき、県を越えての官民一体の運動は他に見られないうちに同時に、約2週間余りで予想以上の署名を頂き、関心の高さを伺うことができました。

いずれにしても先人・先達が野尻湖から清純な用水を引水していただいた恩恵で今日あるものを、一企業の活路のために犠牲には簡単になれず、「水源擁護」の見地からも粘り強い運動を行っていきたく強く思っています。皆様方の御協力を切望いたします。

関川二期地区調査と関川地区土地改良区連合について

笹ヶ峰ダムの堆砂問題・観測機器の老朽化問題を解決するため、平成20・21年度で北陸農政局による地方整備方向検討調査「関川二期地区」として、検討・調査が行われているところでありました。平成20年度は、地区の現状と課題が調査され、ダムの堆砂対策、施設の老朽化対策、小水力発電の事業構想がまとめられました。この内容を基に、事業化の時期と手法について検討されているところでありました。ダム堆積土砂排除は多額の工事費がかかることから、今後時間をかけて検討することになると思えますが、観測機器の更新や、農家負担を軽減するための小水力発電、これは笹ヶ峰ダム放水路の落差を利用して発電し、将来全稼働40数か所の揚水機場の消費電力を補充するという構想であり、早期実施

が望まれるところであります。

また、関川地区土地改良連合でも土地改良区検査が行われ、基本財産積立金の在り方について指導を受けたことから、関川連合も経営検討委員会を設置して、笹ヶ峰ダム関連の事業化を見据えた中で積立金と賦課金について、将来のあるべき姿を検討しているところでありませう。

方向としては、笹ヶ峰ダム等の施設更新の事業実施となれば、多額の地元負担が想定されることから、基本財産積立金は、当面取崩しをせずに温存していくことになると思えます。そうすると、関川連合の不足財源をまかなうため賦課金を増額しなければなりません。結果として、近い将来、受益者である組合員の皆様からその負担をお願いせざるを得ない状況であります。

いずれにいたしましても、事業実施の必要性、更に関川連合の財政問題等を、早い時期に、組合員の皆様に周知するとともに、理解を深めていただくことが重要であると考えています。

新年度の予算案について

平成21年度予算は、昨年度末、経営検討委員会にて討議・討論した答申と、昨年10月末に行われた北陸農政局の土地改良区検査の指導などにより、予算だけでなく業務改善も併せて行い、現下の厳しい農業情勢の中、持続的な土地改良区を目標にして、「改革元年」と位置づけ、予算編成いたしました。

一般会計予算では、経常賦課金2,700万円を据置きとした中で、予算額5億100万円弱で、対前年比35%増加となりました。大きく予算額が増えた要因としては、一括繰上償還として1億8600万円計上したため予算増となっておりますが、それを除けば、実質16%減の縮小予算となります。

平成21年度予算の特筆すべき事項は次のとおりです。

①新たな賦課金

経営検討委員会の中で問題となったことは、積立金の取崩しの抑制と、事業実施に伴う経費負担の公平性という問題でありました。これらを解決するために、平成21年度よ

り次の新たな賦課金をお願いすることいたしました。これらは、今まで2,700円（又は客水地区等の1,350円）の経常賦課金を財源に支出していたものであります。事業実施に伴う事務的経費ということから、使途を特定し新たに負担をお願いすることといたしました。

イ 事業事務費

新たに実施する県営・団体営・県単事業については、事業事務費を頂くことになりました。県営については事業費の1%、団体営・県単事業等については、事業費の2%をお願いすることといたしました。一例としましては、県営青野地区ため池等整備事業が該当してきます。

ロ 県営ほ場整備事業実施地区の工事調整費

これは、ほ場整備事業の工事の調整にかかる経費で、これまで事業主体である新潟県からの収入がないため、土地改良区が負担していたものであります。これについては、工事の進捗を図る目的から、地元工事委員の費用弁償等にかかる経費として、10a当たり200円をお願いすることといたしました。

ハ 県営ほ場整備事業完了地区の換地調整費

これは、「上江保倉地区」「板倉西部地区」の事業が平成20年度で完了となりましたが、換地処分登記が平成21年度にずれ込むため、運営委員会及び換地委員会にかかる経費として、10a当たり150円をお願いすることといたしました。

ニ 換地更正費賦課金

これは、ほ場整備事業の実施に伴い、境界の設定等により地区内外で換地更正業務が発生し、この処理に多額の経費がかかってまいります。合併前の旧中江土地改良区の既に完了した重川・東中島・重川上流・上千原の各地区で換地更正の委託費に相当する経費10a当たり2,000円相当を負担していたに過ぎないものであります。これを基準として、現在実施している地区についても分割で数年かけて10a当たり2,000円を負担していただくことといたしました。

なお、旧上江土地改良区では事業事務費を徴収していたことから、執行済み分は差引きし調整しております。

以上の4つの新しい賦課金をお願いすることとなりましたが、総額で1180万円の収入増となります。受益者各位におかれましては、農業情勢厳しい中ではございますが、公平性を保つため、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②揚水機場維持管理費の賦課と特別会計の設置

旧中江土地改良区のは場整備地区では、揚水機場の維持管理費の受益者負担については、町内会経由で徴収してまいりました。しかし、土地改良区検査で、登記簿面積により各受益者に直接賦課しなければならぬとの指摘を受けました。これにより賦課に切替えるとともに、ほ場整備事業により造成された揚水機場の維持管理にかかる経費の収支を明確にするため、新たに特別会計を設置することといたしました。併せて機場のメンテナンスは今まで職員で対応していたものを今後は業者委託することで経費の節減を図ります。

③償還対策

過去6年が排水事業などの償還金については、6・5%～3・5%の借入利率であります。これを土地改良区の積立金で立替え返済し、1・5%の利率で計算し独自の償還計画を立てて受益者から毎年賦課金として返済していただくことにより、地区によって異なりますが、賦課単価が平均141円軽減され農家負担の軽減を図ることができます。また、土地改良区としても、低金利時代に1・5%の運用利益が見込めることで、受益者・土地改良区ともにメリットがあります。また、100件を超える借入件数も一本化されるため、賦課や償還事務作業も軽減されます。1億8600万円の繰上償還を予定しておりますが、厳しい農業情勢がゆえに、一年も早く身軽になってもらうための対策であります。

④事務機構の改革

経営検討委員会の中では、全職員に経費節減の認識を持たせるとともに、事務の効率化やスリム化を促進するため職員の配置転換や新たにダム管理課を新設するなど改革を行ってまいりたいと思っております。また、人件費の抑制のため、この3月末で2名の退職者がありますが、正職員の補充は行わないこと、更に

現行の臨時職員を派遣職員に切り替えるなどの方策をとっております。

⑤財政調整基金積立金からの繰入金

平成21年度は、改革元年ということから、様々な改善策を取り入れ実施していくこととしておりますが、一年で財政状況が一変するということはありませんが、財政調整基金からの取崩しについては、前年度当初予算では7400万円であったものが、21年度では5200万円となり、2200万円の軽減となりました。また、合併検討時のシミュレーションでは、6000万円の取崩しであったものが、それをも下回る予算案となりました。

経営検討委員会では、これらの結果の検証を始め、引き続き20年度決算に基づく検証を行い、更なる改革を進めてまいりたいと考えています。

以上、土地改良区を取り巻く問題、そして平成21年度予算に関する事項についてを申し述べました。

さて、去る23日、新潟県土地改良事業団体連合会において、関川水系土地改良区が団体表彰を受けたところであります。これは、18年に6土地改良区が経営基盤の安定と組織基盤の強化を目的に新設合併し維持管理と事務の効率化を図ったこと、また客水区域との合意が評価されて表彰となったものであります。私たち役員一同、この表彰に恥じないよ



▲新潟県土地改良事業団体連合会三富会長より表彰を受ける太田理事長

うに、引き続き組合員のため持続的な土地改良区を目指して土地改良区の運営を行っていく所存であります。

最後になりましたが、平成20年度補正予算、平成21年度予算、更に定款諸規定の改正など膨大な案件がございますが、慎重審議を頂き、原案通り議決・承認いただくことをお願いいたします。

それから、入口の壁側に戸野目小学校の4年生児童が、中江用水の研究ということで、成果品が貼ってあります。お時間があります。いづれにしましても、子供たちからも用水に関心を持ってもらい、用水の有難味を分かってもらいたいと考えています。



▲質問する丸山総代 (上越市戸野目)

来賓祝辞要旨



上越地域振興局農林振興部
副部長
上石 昇
(農村振興担当)

はじめに

本日は、関川水系土地改良区の第6回総代会の開催おめでとうございます。

また、太田理事長をはじめ、ご臨席の皆様におかれましては、日頃より、経営体育成基盤整備事業並びに農業農村整備事業の推進に、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

異常気象に伴う対策

昨年は、「少雨・空梅雨」による水不足で管内中山間地域を主に減収及び品質面で大変懸念されましたが、その後、農業者やJA及び土地改良区等々の皆さんが優れた手腕を発揮され、最終的に作況指数103。「うるち米」の一等米比率は、全県平均を9ポイント上回る91%と極めて高い良質米が生産され、大変喜んでるところです。改めて関係機関等に敬意を表したいと思います。

しかし、今年の状況は昨年にも増して、農業用水の確保や育苗対応等を含め大変厳しいと言わざるを得ません。

このような状況を踏まえ、2月19日、農林振興部において行政機関・土地改良区・JA等々の関係機関を招集し、降雪量や河川流況等々の例年比較を示し、早めの対策を要請したところであります。

なお、2月26日には、農地部渇水対策幹事会も開催され、全県に周知徹底が図られましたが、今年の冬は、高田の最大積雪深が平成46年の統計開始以降第2位と高い記録であ

ります。

平均気温が高いことから、例年より雪解けが早く河川の流出量も平成の140%、210%となっており、1か月ほど融雪が早まっていると言われております。

今後も、気温の高い状況が続くと考えられることから、ダム・ため池については、早めに満水にするよう指導すると共に、管内建設業及び農地部が保有しているポンプ情報や苗の供給体制も検討するようお願いしたところ

渡邊上越地域振興局長が長野県に申入れ

次に、信濃町赤川地区の「被覆型廃棄物最終処分場計画」については、太田理事長を会長とした、農水産業関係16団体による「上越地域農業水産団体連絡協議会」が早々に設立され、3月3日に5万4千人の建設反対署名を付して、長野県及び榑高見澤に要望されました。

新潟県といたしましても、上越地域の農水産業関係者が懸念していることから、事業者が計画を提出する前に下流域の意見を十分聞くことや説明責任を果たすべく事業者を指導するよう、長野県に申し地域の事情を良く知っている上越地域振興局長が申入れを行ったところでありました。

今後、民間事業者の動向に注視し、新たな動きや懸念事項が判明した場合、速やかに情報提供に努めてまいりたいと考えています。

新潟県農地部関係予算と施策

新潟県農地部予算ですが、一般公共事業は対前年比96.5%、主な事業では、農地・水・環境保全向上対策の推進は前年同額、経営体育成基盤整備事業、ほ場整備に98%余りの予算が計上されました。

農地・水・環境保全向上対策は、担い手の確保・育成、経営発展と優良農地の保全を図ることを目的とし、非農家も参加して行う共同活動を支援するものであります。平成19年度に本格実施がスタートし、21年度は5か年間事業の中間年となり、制度の定着に向けた検証年となっております。当振興局管内では全県879地区の23%相当に当たる200地

区の活動組織が取り組んでおり、5年後の制度定着に向け取り組みを一層充実させてまいりたいと考えています。

共同活動の定着は経常賦課金の抑制に繋がることから土地改良区においても極めて重要な課題であり、取り組みを一層充実することが肝要と考えます。

次に、管内ほ場整備につきましては、今年度2地区(上江保倉・板倉西部)が事業期間11~13年を経て完了となります。太田理事長におかれましては、早期効果の発現を望む全ての組合員の意向を踏まえ、機会ある度に国・県へ訪問され上越地域全体に配慮した予算要望を実施するなど、適切な対応に改めて敬意を表したいと思います。

現段階、3月25日の情報として、汎用化対策が見込めることや農地集積が良好な地域に手厚い配分との方針が示され、いづれも良好な管内継続12地区の割当総額は、今年度当初額を上まわるとの情報であります。

特に、事業進捗が遅れている平成11年度採択の4地区には、面的整備に配慮した割当が検討されたとの情報も頂いているところであります。

県といたしましては、引き続きコスト面に配慮すると共に事業の円滑な推進に努めてまいります。

最後に消費者の「食」に対する信頼性の確保と食料自給率の維持・強化に土地改良区の果たす役割は大変大きいと考えています。

良好な自然環境の中から生まれる農業用水。それを蓄える「笹ヶ峰ダム」と「野尻湖」。

このような中でこそ、消費者が求める「安全・安心」な農作物が生産される訳であり、将来にわたり保全することが「当土地改良区」の大きな使命であると考えています。

今後も、組合員皆様の健全な営農と「関川水系土地改良区」が地域農業に対し、先導的な立場でご活躍されることをご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

一般会計

500,614千円 (前年比 134.5%)

(単位：千円)

収入	H 2 1	H 2 0	増減
1.賦課金	183,822	189,070	▲5,248
2.負担金	37,759	29,150	8,609
3.使用料及手数料	12,330	12,605	▲275
4.補助金	36,541	64,616	▲28,075
5.受託収入	5,197	5,197	0
6.財産収入	12,542	203	12,339
7.繰入金	193,866	38,501	155,365
8.繰越金	13,921	26,495	▲12,574
9.諸収入	1,263	2,046	▲783
10.長期借入金	3,373	4,230	▲857
計	500,614	372,113	128,501

支出	H 2 1	H 2 0	増減
1.事務費	154,043	173,949	▲19,906
2.維持管理費	40,632	47,966	▲7,334
3.団体営・県事業費	13,013	15,546	▲2,533
4.維持管理適正化事業費	3,763	31,158	▲27,395
5.借入金償還金	199,730	48,247	151,483
6.負担金及び分担金	33,803	29,983	3,820
7.積立金	50,229	19,863	30,366
8.諸支出金	401	401	0
9.予備費	5,000	5,000	0
計	500,614	372,113	128,501

ほ場整備事業特別会計

1,122,188千円 (前年比 162.3%)

【収入】

(単位：千円)

科目	合計
1.賦課金	119,147
2.補助金	3,420
3.受託事業収入	26,990
4.用地費	1
5.負担金	1
6.長期借入金	145,995
7.諸収入	62
8.繰越金	4,262
9.繰入金	355,477
10.徴収金	20,274
11.換地処分清算金	446,559
合計	1,122,188

【支出】

(単位：千円)

科目	合計
1.借入金償還金	97,646
2.分担金	162,464
3.団体営事業費	6,740
4.受託事業費	26,990
5.換地更正費	12,501
6.事業調整費	34,694
7.積立金	1
8.繰出金	13,612
9.交付金	20,400
10.換地清算金	741,408
11.予備費	5,732
合計	1,122,188

揚水機場維持管理費特別会計

97,446千円

【収入】

(単位：千円)

科目	合計
1.賦課金	52,129
2.諸収入	2
3.繰越金	1
4.繰入金	45,314
合計	97,446

【支出】

(単位：千円)

科目	合計
1.維持管理費	47,841
2.繰出金	906
3.予備費	48,699
合計	97,446

積立金特別会計総括表

(単位：千円)

積立金名	20年度末 残高	21年度中増減			平成21年度末 残高見込額
		積立額	取崩額	差引	
財政調整基金積立金	676,546	37,635	232,322	▲194,687	481,859
基本財産積立金	350,802	16,398	0	16,398	367,200
決済金積立金	78,413	6,089	5,283	806	79,219
職員退職給与積立金	144,679	10,048	1	10,047	154,726
用地費等積立金	399,309	498	294,849	▲294,351	104,958
事業積立金	301,452	1,715	18,095	▲16,380	285,072
計	1,951,201	72,383	550,550	▲478,167	1,473,034

揚水機場維持管理費

～賦課金方式に～

これまで、旧中江土地改良区管内の町内では、揚水機場経費を町内会経由で徴収してきました。昨年、北陸農政局の土地改良区検査において、登記簿面積により各受益者に賦課するように指導を受けたことにより、本年度から各受益者に賦課することとなりましたので、ご注意ください。

なお、旧上江土地改良区、旧保倉土地改良区の管内につきまは、既に賦課方式となっていますので、現行どおりの取り扱いとなります。

右記は、揚水機場維持管理費賦課金の単価になります。

揚水機場維持管理費賦課金単価表

(10aあたり)

地区名	賦課単価
重川上流地区	2,199円
上千原地区	2,199円
重川地区	2,287円
東中島地区	2,041円
中江北部第1地区	2,344円
中江北部第2地区①	1,765円
中江北部第2地区④	4,101円
中江北部第2地区⑤	1,887円
中江北部第2地区⑥	1,557円
津有南部第2地区②	2,220円
津有南部第2地区③	1,621円
津有南部第1地区	2,118円
上江保倉地区	2,200円
三和西部地区	1,729円
三和南部地区	2,081円
板倉西部地区①	1,975円
板倉西部地区②	3,080円
高士西部地区	2,133円
保倉中部地区	3,711円

平成21年度予算概要

第6回通常総代会で議決された平成21年度予算概要は、次のとおりとなります。なお、予算執行にあたっては、限られた予算範囲のなかで、最大限の費用効果が出るよう努力していきます。

新たな賦課金にご理解を

概要

合併計画の中で、ほ場整備事業実施に伴う事業事務費の賦課金は徴収しないとしていましたが、昨年行われた経営検討委員会では、厳しい農業情勢の中、合併検討時の財政計画の見直しが不可欠として、積立金の取崩しの抑制と、事業実施に伴う経費負担の公平性を保つために、平成21年度より次の新たな賦課金をお願いすることといたしました。

詳細

今まで経常賦課金や積立金を財源に支出していたものでありますが、事業実施に伴う事務的経費ということから、用途を特定し新たに一部負担をお願いすることといたしました。

(1) 事業事務費

これは、平成21年度より新たに実施する県営・団体営・県単事業等について、新規事業の手続や補助金申請等にかかる事務的経費に充てる目的の賦課金です。

県営	事業費の1%
団体営・県単事業等	事業費の2%

【該当地区と賦課単価】

青野地区（県営）	10aあたり	123円
東中島地区（団体営）	10aあたり	414円（別途請求予定）

(2) 県営ほ場整備事業実施地区の工事調整費

これは、ほ場整備事業の工事の調整にかかる経費で、これまで事業主体である新潟県からの収入がないため、土地改良区が負担しているものであります。これについては、工事の進捗を図るための、地元工事委員の費用弁償等に充てる目的の賦課金です。

10aあたり 200円

【該当地区】

中江北部第1地区	中江北部第2地区	津有南部第2地区	津有南部第1地区	上江保倉地区
板倉西部地区	三和西部地区	三和南部地区	高士西部地区	新道地区

(3) 換地調整費（県営ほ場整備事業完了地区）

これは、「上江保倉地区」「板倉西部地区」の県営ほ場整備事業が平成20年度で完了となりましたが、換地処分登記が平成21年度ずれ込むため、運営委員会及び換地委員会にかかる経費に充てる目的の賦課金です。

10aあたり 150円

【該当地区】

上江保倉地区 板倉西部地区

(4) 換地更正費賦課金

これは、ほ場整備事業の実施に伴い、地区境界の設定等により地区内外で換地更正業務が発生している状況であります。この処理を急がないと、ほ場整備事業が完了できないことも想定されますので、事業完了に間に合うように、ほ場整備事業の受益者の皆様から一部負担をお願いするものです。単価につきましては、合併前の旧中江土地改良区の既に完了した重川・東中島・重川上流・上中原の各地区で、換地更正にかかる経費の内、委託費に相当する経費10aあたり2,000円相当を負担していただいていた。この10aあたり2,000円を基準として、現在実施している地区についても各地区平等になるように単価設定をいたしました。

なお、旧上江土地改良区で実施してきた地区については、事業事務費を徴収していたことから、10aあたり2,000円のうちの一部は納入済みとして差引きし、単価調整しました。

該当地区	賦課金単価	計算式
中江北部第1地区	667円（H23まで3年間）	667円×3年=2,001円
中江北部第2地区	222円（H29まで9年間）	222円×9年=1,998円
津有南部第2地区	250円（H28まで8年間）	250円×8年=2,000円
津有南部第1地区	250円（H28まで8年間）	250円×8年=2,000円
上江保倉地区	462円（H21まで1年間）	462円×1年= 462円 ※1
板倉西部地区	546円（H21まで1年間）	546円×1年= 546円 ※1
三和西部地区	233円（H24まで4年間）	233円×4年= 932円 ※1
三和南部地区	168円（H27まで7年間）	168円×7年=1,176円 ※1
高士西部地区	500円（H22まで2年間）	500円×2年=1,000円 ※1
新道地区	2,000円 ※2	

※1 2,000円との差額は旧上江土地改良区の実業事務費で執行済み ※2 直接受益者への賦課はありません。H21に事業積立金より繰入れします。

お願い

以上の4つの新しい賦課金をお願いすることとなりました。受益者各位におかれましては、農業情勢厳しい中ではございますが、公平性を保つため、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

上越地域農業水産団体連絡協議会「産業廃棄物最終処分場建設計画」反対取り組み

～上越地域農業水産関係者5万4千人の反対署名を携え長野県・業者へ要望～

先号で、長野県信濃町赤川地内に産業廃棄物最終処分場建設計画が進められ、当管内の貴重な水源である関川を汚染する可能性があるため、上越地域の農水産団体関係者で組織する「上越地域農業水産団体連絡協議会」で反対行動に取り組んでいることを紹介しました。

最近の具体的な取り組みは、連絡協議会の構成員である「えちご上越農業協同組合」が主体となり、約2週間という短期間で上越地域の農水産関係者5万4千人の反対署名簿を徴収しました。当管内外の多くの皆様による強い反対の意思表示である署名簿を携え、3月3日、長野県知事と（株）高見澤に対して、反対署名簿を提出し、強く反対要望を行いました。多くの皆様から反対署名に、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

1月以降の具体的な動きは以下のとおりです。

日時	最近の動き
1月9日	上越地域農業水産団体連絡協議会開催 ■審議事項 ・今後の行動計画について ■決定事項 ・長野県・（株）高見澤に対し、反対署名簿を添付して要望する。 ・平成21年3月1日の新廃棄物条例施行後に、（株）高見澤が計画概要書を長野県へ提出すると想定されるので、その前に反対署名簿を早急に調整して行動する。 ・反対署名は各団体組合員が重複するため、えちご上越農業協同組合が主体となり徴収する。
2月16日	新潟県渡邊上越地域振興局長が長野県白井環境部長へ申入 ■申入事項 ・上越地域の農水産関係者が意見を表明できるようにすること ・上越地域の農水産関係者が懸念している事項に対し、十分な理解が得られるよう説明責任を果たすとともに事業者を指導すること 上越市・妙高市が長野県村井知事へ要望 ■要望事項 ・当地域の農水産関係者が懸念している事項に対し、十分な理解が得られるよう説明責任を果たすとともに事業者への指導をお願いしたい ・当地域の農水産関係者が意見を表明できるようご配慮をお願いしたい ・当該処分場の建設計画に関する適宜適切な情報提供をお願いしたい
2月17日	信濃町松木町長が長野県白井環境部長に「信濃町赤川周辺の地形構造と地震活動について」概要説明 ■説明・指摘内容 ・信濃町松木町長は、建設予定地について「地質構造的に建設に不適切」として、町が計画に反対である姿勢を初めて示す。地質調査を実施した山形大学川辺教授は、「地すべりなどを起こす地質的要因がある。大規模に開発して長期的に安定性が求められる施設を造るのは不向きと考える」と指摘
2月19日	上越市議会山岸議長・妙高市議会佐藤議長へ陳情書を提出 ■陳情事項 ・「信濃町赤川地区産業廃棄物最終処分場建設計画に関する陳情書」提出
2月26日	上越地域農業水産団体連絡協議会開催 ■報告・決定事項 ・長野県・（株）高見澤への反対署名集計結果について 長野県知事宛 54,361人 （株）高見澤宛 54,726人 ・信濃町赤川地区産業廃棄物最終処分場建設計画関連情報について ・長野県・（株）高見澤への要望行動について 長野県庁 平成21年3月3日 午前10時から （株）高見澤 同日 午後1時から
3月3日	長野県村井知事・（株）高見澤高見澤代表取締役社長へ建設反対要望書と反対署名を提出 ■要望・提出事項 ・長野県環境部長澤廃棄物対策課長・（株）高見澤長島専務取締役へ反対要望書と上越地域農業水産関係者5万4千人の反対署名簿を提出
3月4日	上越市議会が反対決議 ■決議事項 ・「信濃町赤川地区における廃棄物最終処分場建設計画に反対する決議」を全会一致で決議
3月10日	妙高市議会が反対決議 ■決議事項 ・「信濃町赤川地区における廃棄物最終処分場建設計画に反対する決議」を全会一致で決議
3月18日	上越市3月市議会一般質問で、木浦市長へ「信濃町赤川地区産業廃棄物最終処分場建設計画に対する姿勢について」質問 ■答弁内容 ・「動向を注視し、的確に対応したい」「5万4千人の反対署名と市議会の反対決議については、重く受け止め、時を失することなく的確に対応する」と答弁
3月30日	上越市議会山岸議長・古澤副議長、妙高市議会佐藤議長・丸山副議長が反対内容の報告と反対決議書を提出 ■報告・提出・申入事項 ・信濃町へ反対決議内容を報告、長野県白井環境部長・（株）高見澤長島専務取締役へ反対決議書を提出、申入を行う。

5万4千人の熱い反対の想いが込められた署名簿（長野県・株高見澤提供）



連絡協議会役員により株高見澤へ反対署名簿を提出（壁側左・高見澤取締役 壁側右・長島専務）



平成21年度新規事業採択 ～地域住民の切なる想いが届く～

県営ため池等整備事業「青野地区」

青野池は、築造から400年の歴史があり、農業用水源として地域の重要な役割を果たしてきた「ため池」です。昨今、堤体の空洞化や風波による侵食によって、堤体の安定断面が損なわれてきています。このままの状態では、堤体の陥没・漏水等によって、堤体の決壊を招き、営農に支障を来すばかりか、住民に被害を及ぼすことも考えられます。

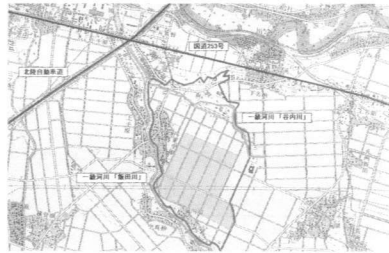
本事業によって、災害を未然に防ぎ、貴重な用水源を守りたいという地元農家の強い要望が県当局に通じ、本年度、採択されることとなりました。

計画概要

事業名	県営ため池等整備事業
地区名	青野地区
所在地	上越市大字青野
受益面積	120ha
事業内容	堤体工・取水工1.0式
事業費	110,000千円
施行年度	平成21年度～平成24年度

団体営交換分合事業・交換分合附帯農道等整備事業「東中島地区」

東中島地区は、県営ほ場整備事業「東中島地区」(H5～H11)「東中島Ⅱ期地区」(H6～H11)により、大区画ほ場の整備が整っており、近代的な農業が営まれている地域です。



現在当地区は、大区画ほ場整備後相当な期間を経ていることや水田農業経営所得安定対策により担い手農家の再編が進んでおり、特に川端集落においては、農業生産法人「ファーム川端」の設立、既存の担い手農家の新たな耕作地の取得や新たな担い手の台頭と、地域営農の形態が大きく変化しています。しかし、この再編は、指導機関等が関与したものでなく、あくまでも個人の農業経営の実情により再編がおこなわれたため耕作地が虫食いの状態です。

県営ほ場整備事業実施中から水路の漏水が当地域の大きな懸案事項となっており、当該箇所が県営ほ場整備事業の対象外であったことや、さらに施設の老朽化も手伝い一層漏水が激しくなり、作物の育成に障害が出るなどの影響を及ぼし、当地区で営農を行う農家にとって深刻な問題となっています。

このようなことから地域営農の発展のために、再度面的に集団化できるよう集団化計画を再編し、農業条件の整備を一挙に解決を図りたいという地元農家の強い要望が県当局に通じ、本年度、採択されることとなりました。

計画概要

事業名	団体営交換分合事業・交換分合附帯農道等整備事業
地区名	東中島地区
所在地	上越市大字東中島・川端
受益面積	57.5ha
事業内容	交換分合1.0式 農業用排水整備工 L = 1,300m 暗渠排水工(補助暗渠) A = 5.0ha 暗渠排水工(ドレーン工) A = 250m
事業費	14,764千円 ・交換分合 4,764千円 ・水路補修工事10,000千円
施行年度	平成21年度～平成22年度

県営ほ場整備事業 平成21年度当初割当額決まる!

～対前年比100.8%を確保!～

県営ほ場整備事業の早期完了は、関係地区の組合員が切望しているとともに当土地改良区の役職員が一丸となって取り組んでいるところです。しかし、昨今の経済不況に追い討ちをかけるように、国県の財政もひっ迫しており、平成21年度予算の県全体のほ場整備予算は対前年比98.2%と縮減予算となっています。そのなかであって、上越地域は22億2500万円、対前年比100.8%を確保することができました。



急ピッチで進む面整地工
(中江北部第2地区：上野田市内)

農林水産省・北陸農政局・新潟県農地部へと当土地改良区役員が陳情

(単位：千円・%)

活動を続けた熱意と県当局のご理解によって、努力が報われたかたちとなりました。平成20年度までは10地区ありましたが、「上江保倉地区」「板倉西部地区」の完了によって、平成21年度からは、残り8地区となりました。引き続き、予算確保に向けて鋭意努力していきます。

右記が、残り8地区の平成21年度当初予算割当額です。

地区名	着工年度	総事業費	平成20年度までの事業費	平成21年度当初割当事業費	平成22年度以降事業費	進捗率	事業概要
三和西部	10	3,830,000	2,343,000	175,000	1,312,000	65.7	暗渠40ha、ため池1式、確定測量1式
中江北部第1	10	2,651,000	2,459,000	87,000	105,000	96.0	暗渠30ha
三和南部	11	4,697,000	1,989,000	350,000	2,358,000	49.8	面整備48ha
中江北部第2	11	8,986,000	3,744,500	470,000	4,771,500	46.9	面整備31.6ha、ため池・上屋1ヶ所、堂の川改修780m
津有南部第2	11	3,616,000	1,718,000	150,000	1,748,000	51.7	面整備16ha、暗渠10ha
津有南部第1	12	3,580,000	1,114,900	240,000	2,225,100	37.8	面整備25ha、暗渠15ha
高士西部	13	748,000	647,900	37,000	63,100	91.6	暗渠12ha、雑工事1.0式
新道	16	1,749,000	574,400	150,000	1,024,600	41.4	暗渠18ha、水路3000m、排水路700m
合計		29,857,000	14,590,700	1,659,000	13,607,300	54.4	

全国水土里ネット(全国土地改良事業団体連合会) 専務理事佐藤準氏 ～土地改良事業推進講演会開催～

演題 「最近の農業情勢と土地改良事業の役割について」

4月12日、関川水系土地改良区大会議室において、全国水土里ネット(全国土地改良事業団体連合会)専務理事佐藤準氏による土地改良事業推進講演会が開催されました。講演会では、「最近の農業情勢と土地改良事業の役割について」と題し、最近の土地改良事業を巡る情勢などのほか、期待される土地改良区組織や今後主体となる事業についての話があり、約80人の聴衆は熱心に聞き入っていました。

佐藤氏は、最近の土地改良事業を巡る情勢として、一次整備から土地改良施設の維持管理・保全・更新整備へという全国的な流れとなっており、これにあわせていろいろな施策が整いつつあると述べました。そして様々な注目される事業についてお話いただいた後、最後に、地域そのままを職場とする土地改良区が動くことで地に足が付いた結果が得られ農林省も期待しており、全国的にも大きく期待が集まっていることから、土地改良区と地域が密着した活動の重要性を説き、講演を締めくくりました。

また講演会后、参加者との意見交換会が行われました。ほ場整備の推進方策についての質問には、財政事情が厳しい地方公共団体の土地改良事業負担に対して、平成21年度予算で交付金の増額が検討されているなどの話が紹介されました。



講演する佐藤専務理事



講演に耳を傾ける関係者

〈佐藤 準氏 プロフィール〉

■昭和21年10月28日生まれ

■昭和46年3月 東京大学農学部 農業工学科卒業

■経歴 昭和46年7月 農林水産省入省

平成11年7月 農林水産省入省

平成12年1月 農林水産省構造改善局建設部長

平成13年1月 農林水産省構造改善局次長

平成13年1月 農林水産省農村振興局次長

平成13年7月 農林水産省農村振興局次長

平成13年7月 農林水産省農村振興局次長

平成13年10月 農林水産省退官

平成13年10月 全国土地改良事業団体連合会

技術顧問兼土地改良研究所長

平成14年4月 全国土地改良事業団体連合会

専務理事(現職)

全国土地改良事業団体連合会

笹ヶ峰ダム情報

～新設のダム管理課にて貯水に万全を期す～

本年は、暖冬少雪の影響から用水不足を懸念する声が当土地改良区に届いています。本年度よりダム管理課を新設して、さらなる不測の事態に備え、万全の取水・放流調整を行います。本年度は、少雪の関係から貯水開始日を例年より早めて、5月7日から貯水することで、笹ヶ峰ダムの満水日を早めにする計画です。

農業用水水源林現地学習会 7月26日(日)開催

～21世紀土地改良区創造運動・農業用水水源地域保全対策事業～

当土地改良区では用水学習会を年間を通じて、実施しております。また、本年度も7月26日(日)、「農業用水水源林現地学習会」を予定していますので、ご希望の方は、21創造運動班までお問い合わせ下さい。

シリーズ2 「随想」

地域の先人・先達に想いを馳せて

理事長 太田三男

先号は、「津有地区」の偉人にスポットを当てましたが、今号は、「高士地区」の偉人にスポットを当て、特集します。

日本のワインぶどうの父「川上善兵衛」(1868〜1944年)

国産ワインの礎築く

川上善兵衛氏は、高士地区北方の大地主の家に生まれました。善兵衛氏が生まれ育った川上家は、代々庄屋や村長を務めた名家で、幕末から明治にかけては勤皇方の志士に援助を与えるなどしてきました。その影響を受け、善兵衛氏自身も様々な明治維新の立役者達と交流を持ちました。特に勝海舟からは大きな影響を受け、ワインづくりを志したのも勝の談話のなかで、欧米



川上 善兵衛

の食生活に不可欠なワインが日本にも根付いていくであろうと、確信したためでした。また、農民救済のための新しい産業としてワイン醸造に着目しました。これは時代背景と豪雪地という風土を考慮した結果でした。私財を投げだして、自宅の庭園を葡萄園として拓いた善兵衛氏は、本格的なワイン造りを追求し、当地の気候風土に適したぶどうを求めて品種改良に没頭し、約1万種の品種交雑の中からマスカット・

ペーリーAをはじめ40品種に近い優良品種を世に送り出しました。また、貯蔵に雪を利用した低温醗酵や密閉醸造など、ワインの醸造方法にも工夫

をこらし、今日の国産ワインの礎を築きました。

善兵衛氏は、私財を省みず、家庭のことも考えずただ一途にブドウ栽培に精魂を傾けました。先祖からの遺産をブドウ栽培に費やしたことが発端で、里五十公野村の宮崎家、所有地価八万円以上という素封家(川上家約三万円)から嫁がれた妻ユコウさんとは二女を残して離婚されることとなりました。その後、勝海舟の媒酌で、平松時厚子爵の二女達子さんと再婚し、ブドウ酒・ブランドデーが皇室に献上されることとなりますが、そのブドウ酒が「菊水」と命名された背景には、妻達子さんが皇室出身であったことも影響しているようです。現在、その名が全国隅々まで広がったのは、親交のあった海舟の影の力によるところが大きく、善兵衛氏は「日

本

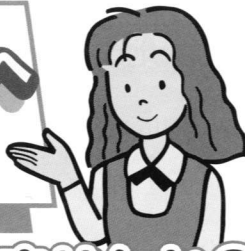
本

のワインぶどうの父」と称されるに至りました。善兵衛氏は雪国越後に相応しい品種を求めて、品種改良に生涯を投じられました。この偉業の根底には、当時、米単作地方であった高士地域では、地主に小作米を納めるのも苦しい状況でした。冬場になれば旅稼ぎをしたり、子供たちを「くいぶち」稼ぎに出したりして生計を立てていたという実情があったからです。地主として、この状況を無視することができず、農民がこの地に残って収入源を得る策としてブドウ栽培を始めたというのが、善兵衛氏の真意のところでした。善兵衛氏は人間としての差別があつてはならないという「高田」への郷土愛に満ちた偉人であつたと推察しています。昨今の世知辛い現世で、同じような崇高な心を持つことができるかを考えさせられる人物であり、地域のために尽くされた離れ業は栄枯末代まで引き継がなければならぬことを痛感してやみません。

(一部) 川上善兵衛伝からの抜粋

- 慶応4年(明治元年)1868年 3月10日頭城郡北方村(現上越市北方)の地主川上善兵衛の長男として生まれる。(幼名 善太郎)
- 明治8年(1875年) 父善兵衛死亡につき家督を相続し、六代目善兵衛となる。
- 明治15年(1882年) 高城村(現上越市)木村容高の塾に入り、漢字を学ぶ。短い期間であるが慶応義塾の門を叩く。
- 明治19年(1886年) 善兵衛の塾生として、宮崎ヨウコと結婚(ともに18歳)。
- 明治20年(1887年) 東京下谷の小沢善平氏に新しい葡萄の品種や接木の方法について教えられる。
- 山梨の土屋憲忠氏の下で葡萄栽培の初歩を学ぶ。
- 明治23年(1890年) 6月から7月の間、自宅の庭園をこわし果樹栽培の準備をする。岩の原葡萄園と名づける。
- 明治24年(1891年) 宅地内にはじめて九種類を植栽。葡萄苗木127本を植栽。
- 明治25年(1892年) 前年植栽したラステインその他種類の苗木を収穫。
- 明治26年(1893年) 葡萄酒液貯蔵所トネル穴を完成。
- 明治27年(1894年) 妻ユコウと離婚。
- 明治28年(1895年) 第1号石蔵を完成する。
- 明治29年(1896年) 余の葡萄酒を醸造する。本年初めて密閉醸造の装置を用いる。
- 明治30年(1897年) 「葡萄酒類説明目録」発行。(題字 勝安芳)
- 明治31年(1898年) 葡萄酒「ブランドデー」に「菊水」登録。
- 明治32年(1899年) 第2号石蔵竣工。
- 明治32年(1899年) 「葡萄酒類説明」(葡萄栽培)発行。
- 明治33年(1900年) 子爵平松時厚氏の次女達子と再婚。
- 明治34年(1901年) 高士村長に就任。
- 明治34年(1901年) 「葡萄栽培提要」発行。
- 栽培葡萄の種類350種を超える。
- 明治35年(1902年) 皇太子殿下のちの正大天皇(御一行岩の原葡萄園へ行啓)。
- 「農家の光」(行啓記事)を
- 知人に頒布。
- 明治36年(1903年) 第5回内国勸業博覧会に出品した葡萄苗木が等賞を受賞。
- 葡萄酒の販売業を「日本葡萄酒株式会社」社長(永孝太郎)に委託。
- 明治37年(1904年) 日露開戦により陸海軍衛生材料として「菊水」印刷葡萄酒を採用される。
- 明治41年(1908年) 「葡萄提要」発行。
- 明治42年(1909年) 「葡萄帖」発行。(題字 小野湖山)
- 「葡萄業に関する卑見を政府に提出」。
- 明治44年(1911年) 生涯の友とした武田範之死亡。
- 明治45年(1912年) 「行啓回顧録」発行。
- 大正2年(1913年) 政府の依頼により、朝鮮、満州の葡萄栽培状況を視察。大正3年(1914年) 「満鮮葡萄業視察報告書」発行。
- 大正11年(1922年) 恩田博士の幹旋により、興津清見寺の不二庵に入り著作生活を開始する。
- メーテルの遺法を葡萄に応用して品種改良を始める。(この研究は昭和18年まで続く)
- 大正12年(1923年) 久瀨宮御一族の原葡萄園(御堂園)(御行中良子女王殿下は皇厚皇太后)
- 昭和2年(1917年) ヌカト・ペーリーA他優良品種生まれる。
- 昭和7年(1932年) 「葡萄全書」上巻発行。
- 昭和8年(1933年) 「葡萄全書」中下巻発行。
- 昭和9年(1934年) 「書屋(現サトリー)株)と共同出資で「株式会社寿葡萄酒」を設立。
- (昭和11年)「株式会社若原葡萄園」と改称。
- 昭和12年(1937年) 達子婦人死亡。
- 昭和15年(1940年) 論文「交配に依る葡萄品種の育成」発表。
- 昭和16年(1941年) 日本農学会より論文「交配に依る葡萄品種の育成」に対し、最高位の「日本農学賞」が授与される(善兵衛73歳)。
- 昭和19年(1944年) 急性肺炎が悪化し、中頭城郡高士村大字北方の自宅で76歳の生涯を終える。

組合員の皆様へ のお知らせ



忘れていませんか？ 土地改良区への届け出

～耕作地の移動、組合員資格の変更には届け出を～

農業委員会に届出済、あるいは登記が完了したので、当土地改良区の土地原簿も必然的に訂正されるとお考えの方も多いようですが、土地改良法第43条第1項の資格得喪の通知義務により、組合員の皆様からの届出がない限り、変更前の状態で賦課されることとなりますので、ご注意ください。

農地の権利関係に、下記のような移動があった場合は、総務課まで必ずお届け下さい。

- 農地の権利異動があったとき（売買、交換、賃貸借等）
- 農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）
- 組合員が亡くなられたとき
- 組合員が住所・口座・名義を変更したとき

※注意 ・賃貸借等の契約期間満了の場合も届出が必要です。
・当年3月31日を過ぎての届出は、翌年度からの変更となります。

賦課金の納入は口座振替で

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、ご希望の方は、総務課までお問い合わせ下さい。

口座振替可能な金融機関は次のとおりです。

えちご上越農業協同組合 第四銀行	新井信用金庫 ゆうちょ銀行
---------------------	------------------

公共事業の転用にも……

○地区除外申請と決済金は必要!

当土地改良区管内で公共事業用地（道路、河川等）として、農地を売却、寄付した場合でも土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と決済金の納入が必要です。

○決済金の負担はどちらが……?

公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請、転用決済金等の問題も、十分、事業主体と協議し、当土地改良区への申請をお願い致します。

○除外申請後は決済金の納入を!

地区除外の申請後、決済金を納入いただかないと土地原簿から面積削除できないため、従前どおり賦課されますので、ご注意ください。

浄化槽設置の際は届出を……

○水路使用申請が必要!

浄化槽設置の際、排水先が公共下水道に接続されていない場合は、当土地改良区に確認をお願いします。

※土地改良施設で造成した排水路を経由して、用水路に流入している場合があります。

その他、手続き等で、ご不明な点がございましたら、管理課までお問い合わせ下さい。

平成21年度賦課金について

本年度の賦課金は、平成21年4月1日現在の土地原簿に基づき計算されますので、下記のとおり納入下さいますようお願いいたします。

経常賦課金単価

一般区域 2,700円(10a当たり) 客水・上江上区域 1,350円(10a当たり)

納入期限

第1期 平成21年6月30日(火)	経常賦課金 一般区域	50%
	客水・上江上区域	50%
第2期 平成21年10月5日(月)	特別賦課金 事業対象区域	100%
	(日本政策金融公庫償還金)	
第3期 平成21年11月16日(月)	経常賦課金 一般区域	50%
	客水・上江上区域	50%
	揚水機場維持管理費賦課金	100%
	事業事務費賦課金	100%
	換地更正業務費賦課金	100%
	工事連絡調整費賦課金	100%
	換地調整費賦課金	100%

土地改良区の経常賦課金は、土地改良区の運営費・維持管理費に充てられます。また、特別賦課金は、土地改良事業の借入金の返済金に充てられます。本年度より、第3期分で新たな賦課金がありますので、該当される組合員の皆様は、ご注意ください。

一人の未納者があっても土地改良区全体としては公平の原則が維持できなくなります。なお、期限を過ぎますと、過怠金・延滞金(年率14.6%)が加算されますので、ご注意ください。組合員の皆様からご理解をいただき賦課金納入にご協力下さいますようお願いいたします。

※口座振替契約の方は、残高不足の場合、振替ができませんので、期日前に残高確認をお願いします。

用水路やため池で遊ぶ子は×

水難事故防止に皆様のご協力を!

日増しに日差しが強くなり、子供たちも外で遊ぶ機会が増えているのではないのでしょうか? かんがい期を迎え、当土地改良区では溝水位での通水となっていることから、用排水路等の水量も増水し、普段にも増して大変危険です。

当土地改良区の各幹線には、ガードレールや危険標識を設置するなど事故防止対策に努めていますが、大人の皆様からも『用水路やため池で遊ばない』ことを子供たちと約束して、事故から子供たちを守りましょう! 皆様のご指導・ご協力をよろしくお願いします。



行事予定

月日	行事内容
5/12	平成21年度ダム管理演習(国土交通省管轄)
5/12	- 換地委員会(中江北部第1地区)
6/1	野尻湖満水位立会
	- 関川取入式
6/1	- 換地委員会(中江北部第1地区)
6/1	- 換地委員会(高土西部地区)
6/1	- 笹ヶ峰ダム放流警報パトロール訓練(ダム管理課主催)
6/20	河波良神社例大祭
6/22	小栗美作法要
6/30	第1期賦課金納期
	- 第1回監事会(決算監査)
	- 第1回理事会
	- 工事推進運営委員会(板倉西部・三和西部・三和南部)
	- 揚水機場運営委員会(上江保倉・板倉西部・三和南部・高土西部)
7/1	- 新道地区推進協議会(換地)
	- 整備課担当理事会(管内視察)
7/17	上江北辰神社例大祭
7/26	農業用水水源林現地学習会
	- 第7回臨時総代会

事務機構改革 ～「改革元年」持続的な土地改良区を目指して～

昨今の厳しい農業情勢のなか、当土地改良区の財政運営もひっ迫した状態にあります。昨年度来、経営検討委員会を設置して、様々な角度から検討を重ね、答申結果により平成21年度予算を編成しました。また、北陸農政局の土地改良区検査の指導などにより、予算だけでなく業務改善も合わせて行い、「改革元年」と位置づけ「持続的な土地改良区」を目標に改革に取り組んでいくこととなりました。

「事務機構改革」として、全職員が経費節減意識を認識したなかで、事務の効率化やスリム化を図るため「職員の配置転換」や「ダム管理課の新設」を行いました。また、退職者は2名ありましたが、人件費の抑制に向けて正職員の補充は行わず、臨時職員は派遣職員に切り替えることとなりました。

以下が、人事異動と組織機構図です。

人事異動

3月31日付

退職

- 南雲 康一（事務局長代理）
- 鈴木 栄子（整備課主事）
- 小柳 幸洋（整備課 副課長：嘱託員）
- 渡邊美智子（整備課臨時事務員）
- 白川 順子（ 〃 ）
- 野田すみ子（ 〃 ）
- 齋藤 桂子（ 〃 ）
- 古澤 浩子（ 〃 ）
- 山本 景子（ 〃 ）
- 中山 由樹（総務課臨時事務員）

4月1日付

昇任

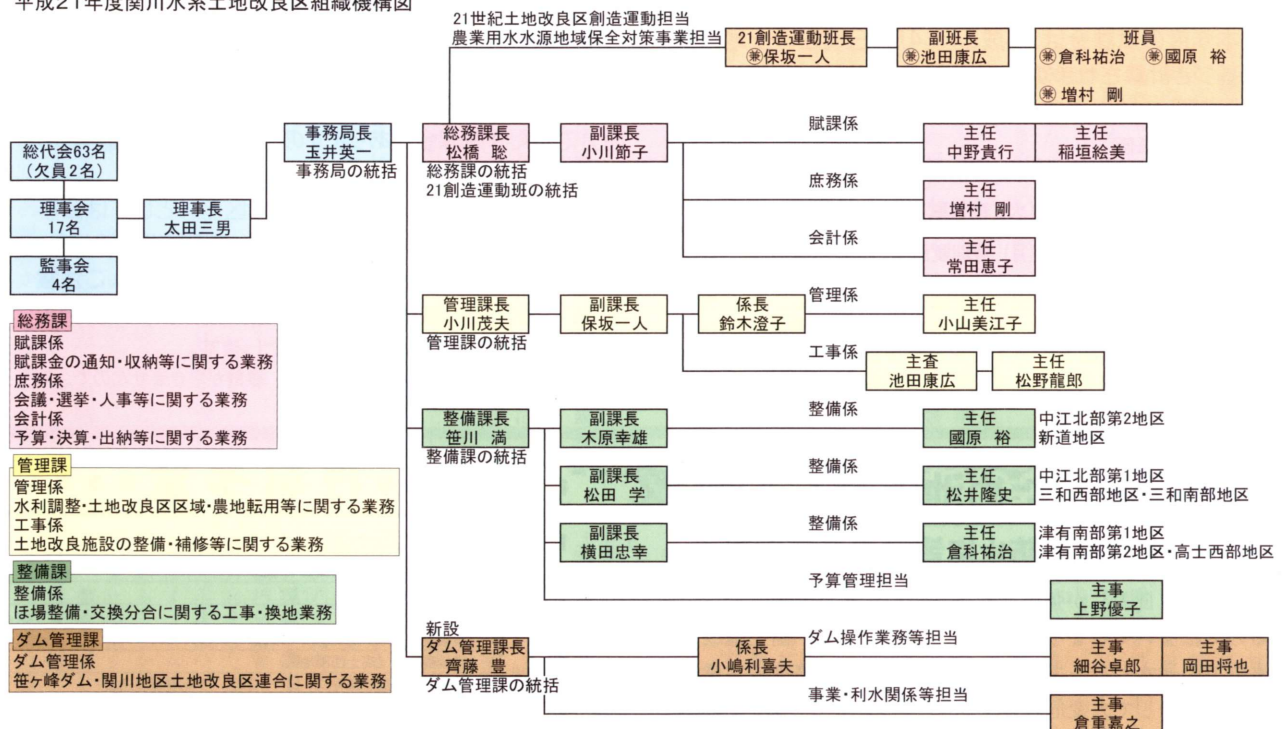
ダム管理課 課長 齊藤 豊（前：管理課 副課長）

異動

- 管理課 課長 小川 茂夫（前：整備課 課長）
- 整備課 課長 笹川 満（前：管理課 課長）
- 管理課 主任 松野 龍郎（前：整備課 主任）
- ダム管理課 係長 小嶋利喜夫（前：管理課 ダム係長）
- ダム管理課 主事 細谷 卓郎（前：管理課 主事）
- ダム管理課 主事 倉重 嘉之（前：管理課 主事）
- ダム管理課 主事 岡田 将也（前：管理課 主事）

土地改良区のためにご尽力いただきありがとうございました。

平成21年度関川水系土地改良区組織機構図



編集後記

第8号の広報いかがでしたでしょうか？

新年度となり、様々な機構改革が行われました。より良い「関川水系土地改良区」であるために、今後も役職員一同が努力していかなければならないと身が引き締まる思いです。

さて、暖かい時期となり「21世紀土地改良区創造運動班」も現地見学会等の活動を始めることとなります。土地改良区の歴史や役割に興味のある方は、ぜひとも、運動班までご連絡をお待ちしています。

（松・増）